

# 下妻市とサイボウズ株式会社との包括連携協定書

下妻市（以下「甲」という。）とサイボウズ株式会社（以下「乙」という。）は、甲の全庁的なDX推進に向けた取組（以下「本取組」という。）を連携して進めるため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が本取組を通じて、相互に協力・連携し、それぞれの保有するノウハウや人的・知的資源を活用することにより、地域における公共的な課題を解決し、もって甲は市民サービスの向上及び行政運営の効率化を図ること、乙は地方公共団体におけるDX推進の展開を図ることを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 自治体におけるノーコードツールの活用促進に向けた共同研究
- (2) 職員エンゲージメントの可視化と組織の活性化に関する取組
- (3) 災害時におけるIT支援
- (4) その他目的の達成に必要な事項

2 実施時期、実施方法その他具体的な事項については、甲乙協議の上、決定する。

## （経費の負担）

第3条 本取組の実施に要する費用は、甲乙それぞれが負担するものとし、相互に求償しないものとする。

## （協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

## （期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

## （秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本取組に関し知り得た情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものを第三者に漏らしてはならない。なお、本条は、前条に規定する本協定の有効期間満了後3年間有効に存続するものとする。

- (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面その他関係資料等の有体物又は電子データにより開示される情報
- (2) 口頭にて開示される情報であって、係る口頭の開示後15日以内に当該情報の内容を書面にし、又は電子データとして記録し、かつ、当該書面又は電子データにおいて秘密である旨を明示して提供された情報

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 相手方から開示される前から既に保有していたもの
- (2) 相手方から開示される前から既に公知のもの
- (3) 相手方から開示された後に、自己の責によらず公知になったもの
- (4) 第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に入手したもの
- (5) 自ら独自に開発したもの

3 前2項の規定にかかわらず、乙は、事前に甲の承諾を得た上で、乙の関係会社を含む第三者に対し、本取組に関し知り得た情報を開示することができるものとする。この場合において、乙は、当該第三者に対し本条に定める義務と同等の秘密保持義務を遵守させるものとする。

(成果の帰属)

第7条 本取組により新たに得られた発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の成果（以下「本成果」という。）並びに本成果に関する工業所有権（出願する権利を含む。）、著作権及びその他の知的財産権等（以下「本知的財産権等」という。）の帰属は、次の各号の規定のとおりとする。

- (1) 甲又は乙が単独でなした本成果及び当該本成果にかかる本知的財産権等については、当該成果をなした当事者に帰属する。
- (2) 甲及び乙が共同でなした本成果及び当該本成果にかかる本知的財産権等は、持分均等で甲及び乙の共有とする。

2 甲及び乙は、両者の共有にかかる工業所有権等の出願を行う場合、出願手続の担当並びに出願手続及び権利の維持に要する費用の負担について、甲乙協議の上、決定する。

(成果の取扱い)

第8条 甲及び乙は、前条第1項第1号の規定により自己に帰属する本成果及び本知的財産権等を、それぞれ相手方の承諾及び相手方への対価の支払を要することなく、自由を実施（著作物の利用を含む。以下単に「実施」という。）し、又は第三者に実施権を許諾することができる。

2 甲及び乙は、前条第1項第2号の規定により甲及び乙の共有となる本成果及び本知的財産権等を、それぞれ相手方の承諾及び相手方への対価の支払を要することなく、自ら自由を実施することができる。ただし、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に実施させ、又は第三者に実施権を許諾してはならない。

(疑義等の決定)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

(その他)

第10条 乙が提供する製品・サービスに関する事項は、「cybozu.com サービスご利用規約 (<https://www.cybozu.com/jp/terms/>)」の定めに従うものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年1月28日

甲 茨城県下妻市本城町三丁目13番地

下妻市長

菊池 博

乙 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー27階

サイボウズ株式会社

代表取締役社長

青野 慶久